

○議長(原文兵衛君) これより兩案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君

○議長（原文兵衛君）　總員起立と認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十一分散會

出席者は左のとおり。

識
員

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐操君

山下 荣一君

山下 荣二君
鈴木 栄治君
西川 漢君
島袋 宗康君
荒木 清實君
風間 視君

横尾和伸君
直嶋正行君

白浜 一良君 武田 節子君

浜四津敏子君 江本 孟紀君

堺井一宇君
関根貢之君

片上公人君 猪熊重二君

長谷川 清君
大島 慶久君

星野 朋市君 中川 嘉美君
刈田 貞子君 牛嶋 正君

中川嘉美君

大木 前田 遠藤 沢田 伊江 岩崎 山本 鹿娘 須藤良太郎君 南野知恵子君
黙男君 要君 朝雄君 純三君 富雄君 安正君 桂江 弘一君 趟君 懒美君
佐藤 泰三君 河本 三郎君 西田 吉宏君 井上 章平君 二木 秀夫君 野沢 太三君
永田 良雄君 成瀬 守重君 斎藤 文夫君 鈴木 貞敏君 藤井 孝男君 上杉 光弘君
高木 田沢 智治君 十朗君

宮澤 弘君
井上 吉夫君
佐々木 滉君
大河原太一郎君
清水嘉与子君
片山虎之助君
平野 貞夫君
松谷蒼一郎君
服部三男雄君
橋崎 泰昌君
釘宮 鑿君
佐藤 静雄君
清水 達雄君
真島 一男君
陣内 孝雄君
永野 茂門君
藤田 雄山君
大塚清次郎君
下稻葉耕吉君
田辺 哲夫君
倉田 寛之君
岡部 久世
板垣 公堯君
平井 卓志君

北 鈴木 省吾君 下条進一郎君
村上 修二君 村上 正邦君 小林 正君
中尾 則幸君 石原健太郎君 薬科 満治君
谷畠 孝君 種田 誠君 肥田 美代子君 日下部善代子君
櫻井 規順君 堂本 晓子君 三石 久江君 庄司 中君
千葉 景子君 梶原 敬義君 久保田真苗君 小川 仁一君
浜本 万三君 本岡 昭次君 大森 昭君 峰崎 潤上 青木 薫
萩野 浩基君 直樹君 貞雄君 貞次君

坂野	森山	井上	孝君
真弓君	紀平	佛子君	重信君
新間	栗原	和人君	
大脳	山田	健一君	
岩本	久人君	君子君	
角田	吉田	雅子君	
吉田	三上	義一君	
達男君	森	隆俊君	
野別	野	暢子君	
菅野	吉田	壽君	
壽君	竹村	泰子君	
稻村	一井	淳治君	
稔夫君	志吉	裕君	
雄文君	上野	和美君	
和美君	鈴木	英夫君	
理君	矢田部	澄君	
久光君	菅野	今井	西山登紀子君
年子君	篠崎	井上	
英夫君	田	田	
澄君	今井	今井	

内閣委員

辞任

補欠

運輸委員

辞任

補欠

地方分権の推進に関する決議案(佐藤三吾君外八名発議)

求書を付して次の議案が提出された。

した。

地方行政委員

配 正敏君

補欠

通信委員

辞任

補欠

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを厚生委員会に付託した。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)

した。

吉田 清君

坂野 重信君

建設委員

辞任

補欠

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを厚生委員会に付託した。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)

した。

吉田 之久君

矢野 哲朗君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

運輸委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

井上 孝君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

辞任

補欠

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

河本 三郎君

建設委員

同日議長から次の議案が提出された。

同日議長は、次の公聽会開会承認要求を承認した。

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

坂野 重信君

河本 三郎君

通信委員

同日議長は、次の議員提出案を法務委員会に付託

した。

吉田 之久君

長谷川 清君

建設委員

(号外) 報官

公聽会開会承認要求書

一、議案の名称

環境基本法案(閣法第六二号)

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六三号)

一、公聽会の問題

環境基本法案及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について

一、開会の日 平成五年六月十一日

右のとおり議決した。よって參議院規則第六十一条により承認を求める。

平成五年六月三日

環境特別委員長 松前 達郎

参議院議長 原 文兵衛殿

同日議長は、皇居において宮内庁長官を経由して、御祝品の目録を奉呈した。

地方分権の推進に関する決議

今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が等しくより豊かさを実感できる社会を実現していくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問いかねて、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方の役割を見直し、國から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。

右の議案を発議する。
平成五年六月三日

発議者

佐藤 三吾	石渡 清元
久世 公堯	岩本 久人
続 調弘	長谷川 清
星川 保松	西川 淳
寺澤 芳男	

賛成者

狩野 安	釘宮 譲
坂野 重信	関根 則之
林田怒紀夫	矢野 哲朗
上野 雄文	大瀬 純子
山口 哲夫	渡辺 四郎

審査報告書

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年六月三日

地方行政委員長 佐藤 三吾

参議院議長 原 文兵衛殿

第三条第一項第二号の次に次の「号」を加える。

二の二 前二号の所持に供するため必要な銃砲又は刀剣類の管理に係る職務を行なう國又

は地方公共団体の職員が当該銃砲又は刀剣

類を当該職務のため所持する場合

第三条の二第一項中第五号を第六号とし、第一

号の次に次の「号」を加える。

三 前二号の所持に供するため必要なけん銃

部品の管理に係る職務を行なう國又は地方公

共団体の職員が当該けん銃部品を当該職務

のため所持する場合

第三条の四第三号中「次条第一項第三号」を「前項第一号」に改める。

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第四号」を「第三条の二第一項第五号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第五号」を「第三条の二第一項第六号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第六号」を「第三条の二第一項第七号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第七号」を「第三条の二第一項第八号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第八号」を「第三条の二第一項第九号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第九号」を「第三条の二第一項第十号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第十号」を「第三条の二第一項第十一号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第十一号」を「第三条の二第一項第十二号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第十二号」を「第三条の二第一項第十三号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第十三号」を「第三条の二第一項第十四号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第十四号」を「第三条の二第一項第十五号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第十五号」を「第三条の二第一項第十六号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第十六号」を「第三条の二第一項第十七号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第十七号」を「第三条の二第一項第十八号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第十八号」を「第三条の二第一項第十九号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第十九号」を「第三条の二第一項第二十号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第二十号」を「第三条の二第一項第二十一号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第二十一号」を「第三条の二第一項第二十二号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第二十二号」を「第三条の二第一項第二十三号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第二十三号」を「第三条の二第一項第二十四号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第二十四号」を「第三条の二第一項第二十五号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第二十五号」を「第三条の二第一項第二十六号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第二十六号」を「第三条の二第一項第二十七号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第二十七号」を「第三条の二第一項第二十八号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第二十八号」を「第三条の二第一項第二十九号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第二十九号」を「第三条の二第一項第三十号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第三十号」を「第三条の二第一項第三十一号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第三十一号」を「第三条の二第一項第三十二号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第三十二号」を「第三条の二第一項第三十三号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第三十三号」を「第三条の二第一項第三十四号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第三十四号」を「第三条の二第一項第三十五号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第三十五号」を「第三条の二第一項第三十六号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第三十六号」を「第三条の二第一項第三十七号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第三十七号」を「第三条の二第一項第三十八号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第三十八号」を「第三条の二第一項第三十九号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第三十九号」を「第三条の二第一項第四十号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第四十号」を「第三条の二第一項第四十一号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第四十一号」を「第三条の二第一項第四十二号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第四十二号」を「第三条の二第一項第四十三号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第四十三号」を「第三条の二第一項第四十四号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第四十四号」を「第三条の二第一項第四十五号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第四十五号」を「第三条の二第一項第四十六号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第四十六号」を「第三条の二第一項第四十七号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第四十七号」を「第三条の二第一項第四十八号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第四十八号」を「第三条の二第一項第四十九号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第四十九号」を「第三条の二第一項第五十号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第五十号」を「第三条の二第一項第五十一号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第五十一号」を「第三条の二第一項第五十二号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第五十二号」を「第三条の二第一項第五十三号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第五十三号」を「第三条の二第一項第五十四号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第五十四号」を「第三条の二第一項第五十五号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第五十五号」を「第三条の二第一項第五十六号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第五十六号」を「第三条の二第一項第五十七号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第五十七号」を「第三条の二第一項第五十八号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第五十八号」を「第三条の二第一項第五十九号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第五十九号」を「第三条の二第一項第六十号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第六十号」を「第三条の二第一項第六十一号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第六十一号」を「第三条の二第一項第六十二号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第六十二号」を「第三条の二第一項第六十三号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第六十三号」を「第三条の二第一項第六十四号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第六十四号」を「第三条の二第一項第六十五号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第六十五号」を「第三条の二第一項第六十六号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第六十六号」を「第三条の二第一項第六十七号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第六十七号」を「第三条の二第一項第六十八号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第六十八号」を「第三条の二第一項第六十九号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第六十九号」を「第三条の二第一項第七十号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第七十号」を「第三条の二第一項第七十一号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第七十一号」を「第三条の二第一項第七十二号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第七十二号」を「第三条の二第一項第七十三号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第七十三号」を「第三条の二第一項第七十四号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第七十四号」を「第三条の二第一項第七十五号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第七十五号」を「第三条の二第一項第七十六号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第七十六号」を「第三条の二第一項第七十七号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第七十七号」を「第三条の二第一項第七十八号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第七十八号」を「第三条の二第一項第七十九号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第七十九号」を「第三条の二第一項第八十号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第八十号」を「第三条の二第一項第八十一号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第八十一号」を「第三条の二第一項第八十二号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第八十二号」を「第三条の二第一項第八十三号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第八十三号」を「第三条の二第一項第八十四号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第八十四号」を「第三条の二第一項第八十五号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第八十五号」を「第三条の二第一項第八十六号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第八十六号」を「第三条の二第一項第八十七号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第八十七号」を「第三条の二第一項第八十八号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第八十八号」を「第三条の二第一項第八十九号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第八十九号」を「第三条の二第一項第九十号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第九十号」を「第三条の二第一項第九十一号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第九十一号」を「第三条の二第一項第九十二号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第九十二号」を「第三条の二第一項第九十三号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第九十三号」を「第三条の二第一項第九十四号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第九十四号」を「第三条の二第一項第九十五号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第九十五号」を「第三条の二第一項第九十六号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第九十六号」を「第三条の二第一項第九十七号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第九十七号」を「第三条の二第一項第九十八号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第九十八号」を「第三条の二第一項第九十九号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第九十九号」を「第三条の二第一項第一百号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百号」を「第三条の二第一項第一百一十一号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百一十一号」を「第三条の二第一項第一百一十二号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百一十二号」を「第三条の二第一項第一百一十三号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百一十三号」を「第三条の二第一項第一百一十四号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百一十四号」を「第三条の二第一項第一百一十五号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百一十五号」を「第三条の二第一項第一百一十六号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百一十六号」を「第三条の二第一項第一百一十七号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百一十七号」を「第三条の二第一項第一百一十八号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百一十八号」を「第三条の二第一項第一百一十九号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百一十九号」を「第三条の二第一項第一百二十号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百二十号」を「第三条の二第一項第一百二十一号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百二十一号」を「第三条の二第一項第一百二十二号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百二十二号」を「第三条の二第一項第一百二十三号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百二十三号」を「第三条の二第一項第一百二十四号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百二十四号」を「第三条の二第一項第一百二十五号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百二十五号」を「第三条の二第一項第一百二十六号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百二十六号」を「第三条の二第一項第一百二十七号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百二十七号」を「第三条の二第一項第一百二十八号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百二十八号」を「第三条の二第一項第一百二十九号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百二十九号」を「第三条の二第一項第一百三十号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百三十号」を「第三条の二第一項第一百三十一号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百三十一号」を「第三条の二第一項第一百三十二号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百三十二号」を「第三条の二第一項第一百三十三号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百三十三号」を「第三条の二第一項第一百三十四号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百三十四号」を「第三条の二第一項第一百三十五号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百三十五号」を「第三条の二第一項第一百三十六号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百三十六号」を「第三条の二第一項第一百三十七号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百三十七号」を「第三条の二第一項第一百三十八号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百三十八号」を「第三条の二第一項第一百三十九号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百三十九号」を「第三条の二第一項第一百四十号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百四十号」を「第三条の二第一項第一百四十一号」に改め、

第三条第一項第三号に、「第三条の二第一項第一百四十一号」を「第三条の二第一項第一百四十二号」に改

第十一条の二第一項及び第二項中「第三条の二第一項第三号」を「第三条の二第一項第四号」に改め、同条第三項中「譲渡」を「売渡し」に改める。

る。

第二十一条の二第一項中「捕鯨用標識銃等販売事業者は」の下に「第三条の五の規定により譲渡しが禁止される場合のほか」を加え、「第三条第一項第一号、第二号」を「第三条第一項第二号の二」に改め、同条第一項中「設置する者は」の下に「、第三条の五の規定により譲渡し又は貸付けが禁止される場合のほか」を加え、「第三条第一項第一号、第二号」を「第三条第一項第二号の二」に改める。

号の二」に改める。

第二十五条第一項及び第五項中「譲渡」を「売渡し」と改める。

第二十一条第一項中「一年以上十年以下の懲役」を「三年以上の有期懲役」に改め、同条第二項中「一年以上の有期懲役」を「無期若しくは五年以上の有期懲役」に改める。

第二十一条の二を次のように改める。

第三十一条の二 第三条第一項の規定に違反してけん銃等を所持した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の違反行為をした者で、当該違反行為に係るけん銃等を、当該けん銃等に適合する実包又は当該けん銃等に適合する金属性弾丸及び火薬と共に携帯し、運搬し、又は保管したもののは、三年以上の有期懲役に処する。

第三十一条の八第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第三条の六又は第三条の八の規定に違反した者

第三十一条の七を第三十一条の十一とし、第三十一条の大を第三十一条の九とし、第三十一条の六を第三十一条の九とし、同条の次に次的一条を加える。

第三十一条の十 第三条の五及び第三条の七の規定により禁止されるけん銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第三十一条の五を第三十一条の八とし、第三十一条の四を第三十一条の七とし、第三十一条の三を第三十一条の六とし、第三十一条の一の次に次の三条を加える。

第三十一条の三 第三条の五又は第三条の七の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期懲役又は三年以上の有期懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一条の四 第三条第一項の規定に違反してけん銃等を所持する者が当該けん銃等を提出して自首したときは、当該けん銃等の所持についての第三十一条の二の罪及び当該けん銃等の所持に係る譲受け又は借受けについて

の前条第一項又は第二項の罪の刑を減輕し、又は免除する。

所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、十年以下の懲役又は二百円以下の罰金に処する。

第三十一条の八第一号を「第三十一条の三第一項若しくは第三项、第三十一条の五から第三十一条の七まで、第三十一条の九、第三十一条の十一、第三十一条の十二第一号若しくは第二号」に改め、同条に次の二項を加える。

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十一条の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、二百万円以下の罰金刑を科する。

一 第三条の六及び第三条の八の規定により禁止されるけん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者は、

は貸付けと借受けの周旋をした者

第三十三条に次の二号を加える。

三 第二十一条の二第一項の規定に違反して

銃砲（けん銃等を除く。以下この号において同じ。）若しくは刀剣類を譲り渡し、又は

同条第二項の規定に違反して銃砲若しくは刀剣類を譲り渡し、若しくは貸し付けた者

第三十四条中「第三十一条の二から第三十一条の四まで又は第三十一条の大」を「第三十一条の五から第三十一条の七まで、第三十一条の九又は第三十一条の十一」と改める。

第三十五条第二号中「第十八条第三項」の下に「、第二十二条の二」を、「違反した者」の下に

「（第三十三条第二号に該当する者を除く。）」を

加える。

第三十七条中「第三十一条の二から第三十一条の四まで、第三十一条の六、第三十一条の七、

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（施行期日）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（経過措置）

地方自治法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成五年六月三日

提出者

地方行政委員長 佐藤 三吾

参議院議長 原 文兵衛殿

平成五年六月三日 法務委員長 片上 公人

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

地方自治法の一部を改正する法律
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一百六十三条の三に次の二項を加える。

前項の連合組織で同項の規定による届出をしたもの、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、自治大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方公務員等共済組合法の一部改正)

2 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二条)の一部を次のように改正する。

第一百四十四条の三第一項第一号中「第二百六十三条の三」を「第二百六十三条の三第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

政府は、次の事項について格段の努力をすべきである。

一 企業が商法を初め各種法令を遵守して社会的責任を全うできるよう、商法等の諸制度の改善

審査報告書

商法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年六月三日

平成五年六月三日

平成五年六月三日 法務委員長 片上 公人

要領書

地方自治法の一部を改正する法律
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一百六十三条の三に次の二項を加える。

前項の連合組織で同項の規定による届出をしたもの、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、自治大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。

役の任期を伸長するとともに大会社の監査役を増員して、いわゆる社外監査役と監査役会の制度を設けることとし、あわせて社債発行限度に関する規制を廃止するとともに発行会社が社債権者のために社債管理会社に社債の管理を委託することを義務付ける等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方公務員等共済組合法の一部改正)

2 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二条)の一部を次のように改正する。

第一百四十四条の三第一項第一号中「第二百六十三条の三」を「第二百六十三条の三第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

政府は、次の事項について格段の努力をすべきである。

一 企業が商法を初め各種法令を遵守して社会的責任を全うできるよう、商法等の諸制度の改善

を図り、併せて社会経済情勢の変化及び経済の国際化等に対応した会社法制の一層の整備等に努めること。

二 監査役の独立性を確保し、その機能が十分発揮されるよう、監査役会及び社外監査役制度を導入する改正の趣旨を周知徹底することとし、その運用状況を踏まえて一層の改善を図ること。

三 一般株主及び社債権者等を保護するため、会社の業務及び会計に関する情報の開示制度等の充実・改善に努めること。

四 企業の社会的責任の重要性にかんがみ、会計帳簿の不実記載等を防止するための所要の措置について検討すること。

右決議する。

商法等の一部を改正する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

平成五年四月二十八日

衆議院議長 横内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

商法等の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律
(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一

部を次のように改正する。

第二百六十七条第四項中「前二項」を「第二項又ハ第三項」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産權上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス

第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七

条第二項」の下に「又ハ第三項」を「場合ニ於テ」の下に「其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ又ハ」を、「対シ」の下に「其ノ費用ノ額ノ範囲内又ハ」を加える。

第二百七十三条第一項中「二年」を「三年」に改める。

第二百九十三条ノ六第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。

第二百九十七条を次のように改める。

第二百九十七条 社債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債権者ノ為ニ弁済ノ受領、債権ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ総額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル数ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百九十七条の次に次の二条を加える。

附社債信託法第五条ノ免許ヲ受ケタル会社ニ非ザレバ社債管理会社タルコトヲ得ズ

官 報 (号外)

第二百九十七条ノ三 社債管理会社ハ社債権者

ノ為ニ公平且誠実ニ社債ノ管理ヲ為スコトヲ

要ス

社債管理会社ハ社債権者ニ対シ善良ナル管理
者ノ注意ヲ以テ社債ノ管理ヲ為ス義務ヲ負フ

第二百九十九条第一項を削る。

第三百一条第二項第一号中「会社」の下に「及
社債管理会社」を加え、同項第九号から第十四
号までを次のように改める。

九 第三百四条ノ規定ニ依リ社債ヲ発行スル
トキハ其ノ旨及各会社ノ負担部分
十 第三百八条ノ別段ノ定アルトキハ其ノ規
定

十一乃至十四 削除

第三百一条第二項第十五号中「前号ノ会社ガ」
を削り、「トキハ其ノ旨」を「者アルトキハ其ノ
氏名」に改め、同項の次に次の二項を加える。

社債ノ応募額ガ社債申込証ニ記載シタル社債
ノ総額ニ達セザルトキト雖モ社債ヲ成立セシ
ムル旨ヲ社債申込証ニ記載シタルトキハ其ノ
必募額ヲ以テ社債ノ総額トス

第三百二条後段を削る。

第三百四条を次のように改める。

第三百四条 会社ハ合同シテ社債ヲ発行スルコ
トヲ得

第三百六条第一項中「第十四号」を「第十号」に
改める。

第三百八条中「社債権者ハ」の下に「別段ノ定

アル場合ヲ除クノ外」を加え、同条ただし書を
削る。

第三百九条第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル
会社」を「社債管理会社」に、「社債ノ償還ヲ
受クルニ」を「弁済ヲ受ケ又ハ債権ノ実現ヲ保全
スルニ」に改め、同条第二項中「前項ノ会社ガ社
債ノ償還」を「社債管理会社ガ弁済」に改め、同
条第三項中「償還額ノ」の下に「利札ト引換ニ
利息ノ」を加え、同条の次に次の二項を加える。

三百九条ノ二 社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為
スニハ社債権者集会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス
一 総社債ニ付為ス支払ノ猶予、不履行ニ因
リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

二 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外總社債ニ付
為ス訴訟行為又ハ破産手続、和議手続、更
ニ属スル一切ノ行為

前条第二項ノ規定ハ社債管理会社ガ前項各号
ニ掲タル行為ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス
前条第一項各号ニ掲タル行為ヲ為ス為必要ア
ルトキハ社債管理会社ハ裁判所ノ許可ヲ得テ
社債ヲ発行シタル会社ノ業務及財産ノ状況ヲ
調査スルコトヲ得

第三百九条ノ三 第三百九条第一項ノ行為又ハ
スル行為ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ後三月内
ニ其ノ社債ヲ発行シタル会社ガ社債ノ償還若
ハ其ノ利息ノ支払ヲ怠リ又ハ其ノ社債ヲ発行
シタル会社ニ付支払ノ停止アリタルトキハ其
ノ社債管理会社ハ社債権者ニ対シ損害賠償ノ
責ニ任ズ但シ社債管理会社ガ誠実ニ為スペキ
社債ノ管理ヲ怠ラシコト又ハ自己ノ債権
ニ付担保ノ供与若ハ債務ノ消滅ニ関スル行為
ヲ受ケズトモ社債権者ニ損害ガ生ズベカリシ
コトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百九条ノ四 社債権者ト社債管理会社トノ
利益相反スル場合ニ於テ社債権者ノ為ニ裁判
上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス必要アルトキハ裁
判所ハ社債権者集会ノ請求ニ依リ特別代理人
人

ヲ選任スルコトヲ要ス

第三百九条ノ五 社債管理会社又ハ前条ノ特別
代理人ガ社債権者ノ為ニ裁判上又ハ裁判外ノ
行為ヲ為ス場合ニ於テハ各別ニ社債権者ヲ表
示スルコトヲ要セズ

第三百十条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会
社」を「社債管理会社」に改める。

第三百十一条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル
会社」を「社債管理会社」に、「償還額」を「弁済
額」に改め、同条の次に次の二条を加える。

三百十一条ノ一 社債管理会社ガ本法又ハ社
債権者集会ノ決議ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ
因リテ社債権者ニ損害ヲ生ジタルトキハ其ノ
社債管理会社ハ社債権者ニ対シ連帯シテ其ノ
賠償ノ責ニ任ズ

第三百十二条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル
会社」を「社債管理会社ガ其ノ義務ニ違反シ
ハ」に改める。

第三百十三条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル
会社」を「社債管理会社ガ其ノ義務ニ違反シ
ハ」に改める。

第三百十四条第一項を次のように改める。

社債管理会社ガ第二百九十七条ノ二ニ規定ス
ル会社タラザルモノト為リ第三百十二条第三
項ノ規定ニ依リ辞任シ若ハ前条ノ規定ニ依リ
解任セラレ又ハ解散シタル場合ニ於テ社債管
理会社ナキニ至リタルトキハ社債ヲ発行シタ
ル会社ハ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ヲ定
メテ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコ
トヲ要ス此ノ場合ニ於テハ同意ヲ得ル為遲滞
ナク社債権者集会ヲ招集シ若シ社債権者集会
ノ同意ヲ得ラレザリシトキハ其ノ同意ニ代ヘ
テ裁判所ノ許可ヲ求ムルコトヲ要ス

会社」を「社債管理会社」に改め、同条後段を次
のように改める。

此ノ場合ニ於テ社債管理会社ナキニ至ルベ
キトキハ予メ事務ヲ承継スベキ社債管理会社
ヲ定ムルコトヲ要ス

第三百十二条に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依リ事務ヲ承継スベキ社債管理
会社ガ定メラレタルトキハ社債ヲ発行シタル
会社ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社
債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

社債管理会社ハ已ムコトヲ得ザル事由アルト
キハ第一項ノ規定ニ拘ラズ裁判所ノ許可ヲ得
テ辞任スルコトヲ得

第三百十三条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル
会社」を「社債管理会社ガ其ノ義務ニ違反シ
ハ」に改める。

第三百十四条第一項を次のように改める。

社債管理会社ガ第二百九十七条ノ二ニ規定ス
ル会社タラザルモノト為リ第三百十二条第三
項ノ規定ニ依リ辞任シ若ハ前条ノ規定ニ依リ
解任セラレ又ハ解散シタル場合ニ於テ社債管
理会社ナキニ至リタルトキハ社債ヲ発行シタ
ル会社ハ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ヲ定
メテ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコ
トヲ要ス此ノ場合ニ於テハ同意ヲ得ル為遲滞
ナク社債権者集会ヲ招集シ若シ社債権者集会
ノ同意ヲ得ラレザリシトキハ其ノ同意ニ代ヘ
テ裁判所ノ許可ヲ求ムルコトヲ要ス

官 報 (号外)

の同意」を「監査役会は、その決議」に改める。

第八条の見出し及び同条第一項、第十二条並びに第十三条第一項中「監査役」を「監査役会」に改める。

第十四条の見出し中「監査役」を「監査役会」に改め、同条第二項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「監査報告書には」の下に「第一項の規定による監査役の報告に基づき」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、各監査役の意見を付記することができる。

第十四条第二項第一号中「自己」を「監査役」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第一項中「監査役」を「監査役会」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

監査役は、前条第一項の監査報告書の調査

その他の監査を終えたときは、監査役会に対する報告し

し、第三項各号に掲げる事項について報告しなければならない。

第十六条第一項前段中「各監査役」を「監査役会」に改め、「旨の記載」の下に「(各監査役の意見の付記を含む。)」を加える。

第十七条第一項中「監査役」を「監査役会又は監査役」に改める。

第十八条第一項中「二人以上」を「三人以上」で、そのうち一人以上は、その就任の前五年間会社

又はその子会社の取締役又は支配人その他の使人でなかつた者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(監査役会の組織等)
第十八条の一 会社にあつては、監査役の全員で監査役会を組織する。

2 監査役会は、この法律に定める権限を有するほか、その決議をもつて、監査の方針、会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

3 監査役は、監査役会の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監査役会に報告しなければならない。

(監査役会の決議方法等)
第十八条の三 監査役会の決議は、監査役の過半数をもつて行う。ただし、第六条の二第一項の決議は、監査役の全員一致をもつて行う。

2 商法第二百六十六条ノ三第二項及び第三項の規定は、監査役が第十四条第二項の監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をした場合について準用する。

第十九条の見出しを「(商法の特例等)」に改め、同条中「商法」の下に「第二百八十条第二項」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第二項として次の二項を加える。

会社に関する商法第二百三十八条、第二百七十四条ノ二並びに第四百一十条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定

十六条ノ四の規定は、監査役会について準用する。この場合において、同法第二百五十九条

十九条ノ一、第二百五十九条ノ三及び第二百六十九条ノ四の規定は、監査役会について準用する。

第一項本文中「各取締役」とあるのは「各監査役」と、同法第二百五十九条ノ二中「各取締役及各監査役」とあるのは「各監査役」と、同法第二百五十九条ノ三及び第二百六十九条ノ四の規定は、監査役会について準用する。

第三十条第一項第三号中「第七条第一項」の下に「、第十八条の三第二項において準用する商法第二百六十四条第四項」を加え、同項第六号中「第二百八十二条第一項」の下に「、第十八

二項中「取締役及監査役」とあるのは「監査役」を「前条ノ信託証書ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定

と読み替えるものとする。

(監査役の損害賠償責任)

第十八条の四 商法第二百六十六条第二項及び第三項の規定は、監査役のした行為につき同法第二百七十七条の規定を適用する場合又は

二百六十六条ノ三第一項の規定を準用する場合において、その監査役のした行為が監査役会の決議に基づいてされたときについて準用する。

2 商法第二百六十六条ノ三第二項及び第三項の規定は、監査役が第十四条第二項の監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をした場合について準用する。

第三条 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

任しなかつたとき。

(担保附社債信託法の一一部改正)

第十五条第二項中「社債権者集会」の下に「物上担保付社債ノ社債権者集会ヲ謂フ以下同ジ」

第十五条第二項ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セズノ為ニ社債ヲ管理ヲ為ス。

第二条に次の二項を加える。

商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第十九条第十号中「第三十二条ニ依ル社債ナルトキハ其ノ事実」を「商法第三百四条ノ規定ニ依リ社債ヲ発行スルトキハ其ノ旨」に改める。

第二十条第二項中「其ノ原本ヲ」を削り、「其ノ原本ヲ各支店ニ」を「之ヲ」に改める。

第十九条第十号中「信託証書ノ原本又ハ謄本ハ」を削り、「社債応募者ノ請求アルトキハ」を「社債応募者ハ」に、「之ヲ閲覧又ハ謄写セシムベシ」を「前条ノ信託証書ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定

条ノ四第三項」を加え、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一 第十八条第一項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監査役に選任しなかつたとき。

十二 第十八条第一項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監査役に選任しなかつたとき。

(農業協同組合法等の一部改正及び商法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第六条の規定は、前条(第二号に係る部分に限る)の規定による農業協同組合法、中小企業等協同組合法及び信用金庫法の一部改正に伴う経過措置に関して準用する。

2 商法等の一部を改正する法律附則第三条の規定は、中小企業等協同組合の組合員又は信用金庫若しくは信用金庫連合会の会員がそれぞれ理事、監事又は清算人の責任を追及する訴えについて準用する。

(証券取引法の一部改正)

第十四条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五回)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「社債募集の受託会社」を「商法第二百九十七条に規定する社債管理会社又は担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約の受託会社」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十五条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第五条の四中「から第三百十一条まで」を「三百十条、三百十一条」に改め、「規定中」の下に「社債管理会社」とあるのは「地方債ノ募集又ハ管理ノ委託ヲ受ケタル会社」と、「證券」と、「の下に「同法」を加える。

(商法の一部改正に伴う地方財政法に係る経過措置)

第十六条 商法等の一部を改正する法律附則第五条の規定は、この法律の施行前に地方債が発行された場合におけるその募集の委託を受けた会社の権限及び義務並びに地方債権者の償還額の支払の請求について準用する。

(放送法の一部改正)

第十七条 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二条)の一部を次のように改正する。

第四十二条第七項中「前六項」を「前各項」と、「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 協会は、発行済みの放送債券の借換えのため、一時前項の規定による制限を超えて放送債券を発行することができる。この場合においては、発行する放送債券の払込みの期日(数回に分けて払込みをさせるときは、第一次の払込みの期日)から六箇月以内にその発行額に相当する額の発行済みの放送債券を償却しなければならない。

(商法の一部改正に伴う放送法に係る経過措置)

第十八条 第三条の規定はこの法律の施行前に発行された放送債券に係る報酬及びその事務処理のために要する費用に係る許可の事件について、商法等の一部を改正する法律附則第五条の規定はこの法律の施行前に発行された放送債券

について、同法附則第六条の規定はこの法律の施行後に招集手続が開始される放送債券の債権者

の集合について準用する。

(住宅金融公庫法等の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の規定中「から第三百十一条まで」を「三百十条及び三百十一条」に改める。

一 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第二十七條の三第六項

二 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第二百十号)第五十二条第五項

三 本州四国連絡公団法(昭和四十五年法律第二百二十九号)第三十九条第七項

四 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十七条第六項

五 日本下水道事業公団法(昭和四十七年法律第二百三十号)第三十四条第七項

六 農用地整備公団法(昭和四十九年法律第二百三十一号)第三十五条第七項

七 國際協力事業団法(昭和四十九年法律第二百三十二号)第三十七条第七項

八 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第二百三十三号)第二十九条第七項

九 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)

十 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第一条

る法律(昭和五十六年法律第二十八号)第一条

第九項

十一 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第五十五条第八項

十二 日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第二十二条第七項

十三 社会福祉・医療事業団法(昭和六十一一年法律第九十号)第四十条第八項

十四 日本国鉄道清算事業団法(昭和六十一一年法律第九十号)第三十条第七項

十五 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第八条第八項

十六 鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号)第二十八条第七項

十七 次に掲げる法律の規定中「から第三百十一条まで(受託会社)を、三百十条及び三百十一条(社債管理会社)に改める。

一 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第二十五条の二第六項

二 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第二百五十六号)第三十七条第五項

三 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第二十六条第七項

四 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十号)第三十三条第七項

五 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)第二十七条第六項

官 報 (号 外)

- | | |
|--|---|
| 六 公官企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）第二十五条第一項 | 二十 新東京国際空港公團法（昭和四十年法律第一百五十五号）第二十九条第七項 |
| 七 労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第六百二十六号）第二十六条第七項 | 二十一 動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十年法律第七十三号）第三十三条第七項 |
| 八 船舶整備公團法（昭和三十四年法律第四百六号）第二十六条第七項 | 二十二 石油公團法（昭和四十二年法律第九十号）第二十五条第七項 |
| 九 首都高速道路公團法（昭和三十四年法律第一百三十三号）第三十七条第七項 | 二十三 日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）第二十九条第七項 |
| 十 海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第一百七十三号）第二十九条の二第七項 | （商法の一部改正に伴う住宅金融公庫法等に係る経過措置） |
| 十一 履用促進事業団法（昭和三十六年法律第一百六十六号）第二十六条第七項 | 第二十条 商法等の一部を改正する法律附則第五条の規定は、この法律の施行前に前条各号に掲げる法律に基づき債券が発行された場合におけるその募集の委託を受けた会社の権限及び義務並びに債券に係る債権者の償還額の支払の請求について準用する。 |
| 十二 年金福利社事業団法（昭和三十六年法律第一百八十八号）第三十九条第七項 | （船主相互保険組合法の一部改正） |
| 十三 水資源開発公團法（昭和三十七年法律第四十一条）第三十六条第七項 | 第二十一条 船主相互保険組合法（昭和一十五年法律第一百七十七号）の一部を次のように改定する。 |
| 十四 阪神高速道路公團法（昭和三十七年法律第七十八号）第二十五条第七項 | 「並びに」に改める。 |
| 十五 地域振興整備公團法（昭和三十七年法律第九十五条）第二十六条第七項 | 第二百六十条第六項中「第四項」を「及び第四項」に、「第二百五十六条第三項及び」を「並びに」に、「前五項」を「前各項」に改める。 |
| 十六 金属鉱業事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）第二十五条第七項 | （会社更生法の一部改正に伴う経過措置） |
| 十七 石炭販売賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七条）第三十八条第五項 | 第二十四条 この法律の施行前に担保付社債について信託契約が締結された場合においては、その担保付社債に係る更生手続に属する一切の行為に關しては、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。 |
| 十八 日本鉄道建設公團法（昭和二十九年法律第三号）第二十九条第七項 | （電源開発促進法の一部改正） |
| 十九 環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第二十六条第七項 | 第二十五条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改定する。 |
| 二十 環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第二十九条第七項 | 第二十四条を次のように改める。 |
| 二十一 環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第二十九条第七項 | （長期信用銀行法の一部改正） |
| 二十二 環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第二十九条第七項 | 第三十九条中「次の各号に掲げる」を「第十五条第五項、第三十条又は第三十三条の規定の」に改め、同条各号を削除。 |

第二十九条第五項に後段として次のように加える。

える。

この場合において、同項中「商法」とあるの

は、「商法等の一部を改正する法律(平成五年

法律第 号)第一条の規定による改正前

の商法」とする。

(日本航空株式会社法を廃止する等の法律の一

部改正)

第四十一条 日本航空株式会社法を廃止する等の

法律(昭和六十二年法律第九十二号)の一部を次

のようないくつに改正する。

附則第三条中第三項を削り、第四項を第三項

とす。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改

正)

第四十二条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法

(平成元年法律第五十九号)の一部を次のように改

正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十一条を削る。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部

改正)

第四十三条 特定通信・放送開発事業実施円滑化

法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のよう

に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十七条を削る。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十四条 この法律の施行前にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

附 則

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

審査報告書

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年六月三日

厚生委員長 細谷 昭雄

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

かんがみ、社会保険労務士制度の実情等に

あるため、社会保険労務士会への入会制度を整備

するにあたって、社会保険労務士の職務内容を明

確にする等の措置を講じようとするものであ

り、妥当な措置と認める。

二、費用

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに付する。

平成五年六月三日

参議院議長 横内 義雄

衆議院議長 原 文兵衛殿

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「労働」を「労務管理そ

の他の労働」に改める。

第九条第七号中「労働」を「労務管理その他の労

働」に改める。

第十七条第一項中「社会保険労務士会の会員で

ある社会保険労務士(以下「会員社会保険労務士」

といふ。)を「社会保険労務士」に改め、同条第二

項及び第三項中「会員社会保険労務士」を「社会保

险労務士」に改める。

第十九条第二項中「一年間」を「二年間」に改め

る。

第二十五条の八第一項を次のように改める。

社会保険労務士は、第十四条の二第一項の規

定による登録を受けた時に、当然、次の各号に

掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる都道府県

の区域に設立されている社会保険労務士会の会

員となる。

一、登録による登録のほか、同条第二項の規定

の規定による登録のほか、同条第二項の規定

の社会保険労務士会」という。)が当該変更登録

を受けた際にその者が所属していた社会保険労

務士会(以下この項において「変更前の社会保険労

務士会」という。)と異なるときは、当該社会保

保険労務士は、当該変更登録を受けた時に、當

然、変更前の社会保険労務士会を退会し、変更

後の社会保険労務士会の会員となる。

「社会保険労務士」に改める。

官 報 (号外)

2

都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、前項の規定による届出の受理に係る事務(以下「届出受理事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして当該都道府県知事があらかじめ指定する者(以下「指定届出受理機関」という。)に届出受理事務の全部又は一部を行わせることができること。

3 指定届出受理機関の役員若しくは職員又はこれらに就く職にあつた者は、届出受理事務に関して知り得た第一項の規定による届出に係る事項を漏らしてはならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第十八号中正誤			
八 シ 段 行	誤		正
六 二 から い 地 域		地域	

第二十号中正誤			
八 シ 段 行	誤		正
八 ニ ニ こと とし		こと とし	

官 報 (号 外)

平成五年六月四日 参議院会議録第二十二号

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

一四

発行所
〒105 東京都港区虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局

電話
03 (3587) 4302

定価
(配本) 本号一部
送別料 三円
(郵便) 一〇〇円